

平成28年熊本地震による被災地域における
県税の申告・納付等の期限の延長について
(お知らせ)

平成28年5月2日
大分県総務部税務課

大分県では、今回の震災による被害の状況を考慮して、熊本県にお住まいの方の県税の申告期限等を次のとおり延長します。

なお、大分県にお住まいの方で災害により申告・納付等ができない場合は、最寄りの県税事務所へご相談ください。

○指定地域

熊本県

○対象者

指定地域内に住所又は居所（法人の場合は本店又は主たる事務所等の所在地）を有する納税者又は特別徴収義務者

○延長する期限

平成28年4月14日以降に到来する申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限（審査請求に関するもの、個人の県民税、条例第45条第1項の規定により申告納付すべき自動車取得税並びに証紙徴収の方法によって徴収する自動車税及び狩猟税は除く。）

○延長の期間

別途告示で定める期日

九州・山口各県では、今回の震災に伴い、熊本県内に住所等を有する納税者に係る県税の申告・納付等の期限の延長を行うこととしています。
詳しくは下記までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

- | | |
|--------------|---------------------------|
| ・ 山口県総務部税務課 | : 0 8 3 - 9 3 3 - 2 2 7 5 |
| ・ 福岡県総務部税務課 | : 0 9 2 - 6 4 3 - 3 0 6 3 |
| ・ 佐賀県総務部税政課 | : 0 9 5 2 - 2 5 - 7 0 2 1 |
| ・ 長崎県総務部税務課 | : 0 9 5 - 8 9 5 - 2 2 1 2 |
| ・ 熊本県総務部税務課 | : 0 9 6 - 3 3 3 - 2 1 0 0 |
| ・ 宮崎県総務部税務課 | : 0 9 8 5 - 2 6 - 7 0 2 0 |
| ・ 鹿児島県総務部税務課 | : 0 9 9 - 2 8 6 - 2 2 0 2 |
| ・ 沖縄県総務部税務課 | : 0 9 8 - 8 6 6 - 2 1 0 1 |